



韓国内森林でのパークゴルフの  
設置基準の制定に向けて

# 日韓パークゴルフ標準設計に関する提携調印式



2003年



年に韓国にパークゴルフが導入され以降、同国内でパークゴルフの普及が急速に進み、都市公園内や河川敷を中心して15箇所以上開設されている。同国では更なる普及を目指し、国土面積の65%を占める森林において、コースの設置に関して法整備の検討が進んでいる。同国の現行法では森林でのパークゴルフ場の設置は認められていない。

今回この規制緩和にむけ検討を進めている、森林を管理する政府機関、韓国山林組合中央会（イ・ソクヒョン会）並びに、

大韓パークゴルフ協会の傘下であり、パークゴルフの設置基準・設計技術の研究を主とする（社）韓国パークゴルフ協会（ソウル）両者からの要請により、日本パークゴルフ設計コンサルタント協会（JPAC：中村圭吾会長兼理事長、現パークゴルフジャパン社長）と技術提携を行うこととなり、その提携調印式が、7月23日午後6時から札幌市中央区の札幌グランドホテルで行われた。

イ・ソクヒヨク会長によると、韓国では現在150以上のコース、5万人以上の愛好者がいるとされている。韓国山林組合中央会では、国民からの要請を受け、各地域で2016年からパークゴルフ大会を開催しており、同時に韓国パークゴルフの森林への適正な導入について検証をすすめた。このよ

うな背景の中、日本国内外で多数の設計実績を有し、森林利活用の先進事例や日本国内法（森林法、都市公園法、都市計画法、農地法等関連法）に基づく設計・技術研究を行ったJ.P.A.C.中村会長に對し、設計技術提携要請を行い今回の運びとなつた。現在、中村会長は（公社）日本パークゴルフ協会（N.P.G.A.）の国際連盟設立準備委員会の執行理事を担当しており、本提携が宗主国であるN.P.G.A.の正規基準に則り、国際化に向けた一助となるよう進めていきたいとの事であつた。この提携により韓国山林組合中央会では、森林とパークゴルフの融合について研究を重ね、今後韓国国内の法令改正について準備の段階に入る予定である。将来的には中国をはじめアジア圏において、森林を保全すると同時に適正に利活用する国際的なパークゴルフ場設置基準を制定し、さらには発展させていく事が期待される。



提携調印式に参加した日本、韓国のメンバーの方々。提携調印書を持つ左からJPACの中村圭吾会長兼理事長、韓国山林組合中央会のイ・ソクヒョン会長、（社）韓国パークゴルフ協会のベク・ジュヨウン技術分科院長